

重要事項説明書

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号通所事業

1. 事業者

事業者の名称	鈴鹿聖十字会
法人の所在地	三重県三重郡菰野町宿野1433番地の74
法人の種類別	社会福祉法人
代表者名	理事長 藤田 隆太
電話番号	059-394-2511

2. ご利用施設

施 設 の 名 称	聖十字保々在宅介護サービスセンター	
サービスの種類	第 1 号通所事業（旧介護予防通所介護相当サービス）	
施設の所在地	三重県四日市市中野町字源内 2 4 9 2 番地	
管 理 者	大 賀 崇 宏	
電 話 番 号	0 5 9 - 3 3 9 - 7 7 8 8	
F A X 番 号	0 5 9 - 3 3 9 - 7 2 1 1	
指定年月日・事業所番号	平成 30 年 4 月 1 日	2 4 A 0 2 0 1 1 2 9

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険制度下での居宅介護事業として、介護および支援の必要な利用者に、一人ひとりの環境等に応じた利用者自身の選択に基づく福祉サービスを、効率的に提供することを目的とします。
施設運営の方針	「利用者にとってもっとも有利なサービスを提供する。」ということを目標に、利用者の方々に尊厳をもって安心して利用していただけるよう配慮し施設の運営にあたります。

4. 施設の概要

敷地	1,333.73㎡
建物	構造 鉄筋コンクリート造2階建 延べ床面積 798.05㎡

主な設備	設備の種類	面積	一人あたり面積
	食堂	84.00㎡	2.40㎡
	日常動作訓練室 兼 娯楽室	146.00㎡	4.17㎡
	浴室・脱衣室	66.00㎡	
	休養室	56.00㎡	
	介護者教育室 兼 会議室	68.80㎡	
	介護機器展示コーナー	58.00㎡	
	相談室	41.56㎡	

5. 職員体制（主たる職員） 2024 年 4 月現在

従業者の種類	員数	区 分				常勤換算後の人員	指定基準	保 有 資 格
		常 勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
セ ン タ ー 長	1	1				1	1	社会福祉士
生 活 相 談 員	2以上	1	1			1.2	1	介護福祉士 2名
看 護 職 員	2以上			2		1.0	1/単位	看護師 2名
介 護 職 員	5以上	2	1	2		4.5	3	介護福祉士 4名 ヘルパー2級 1名
機能訓練指導員	2以上				2	0.3		看護師 2名
栄 養 士	1		1					管理栄養士 1名
調 理 員	3		1	2				管理栄養士 1名 調理師 2名
事 務 員	1		1					

6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務時間	休暇等
全職種	8 時 3 0 分～1 7 時 0 0 分	1 ヶ月に 8 日（3・5・7・8・10・12・1 月 は 9 日）年間 103 日

7. 事業内容

利用定員	2 5 名
営業日	日曜日、年末年始（1 2 月 3 1 日～1 月 3 日）を除く毎日
営業時間	8 時 3 0 分～1 7 時 0 0 分
利用可能時間	9 時 1 5 分～1 4 時 4 5 分の間（送迎除く）
事業実施地域	四日市市（保々、下野、県、八郷、三重、桜地区）

8. サービスの概要

種 類	内 容
居宅と事業所間の送迎	○利用者の居宅と事業所までの間の送迎を施設車両により行います。 ○通常の送迎実施地域は、四日市市で、当事業所より片道 10 キロメートル程度の範囲とします。
入 浴	○身体状況に応じた入浴を行います。 ○寝たきり等で座位のとれない方でも入浴可能な設備を備えています。
食 事	○栄養士が立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ○手作りのおやつ等を提供します。 ○〔食事時間〕 昼 食 1 2 時 0 0 分～1 3 時 0 0 分 おやつ 1 4 時 1 5 分～1 4 時 3 0 分
排 泄	○利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
日常動作訓練	○機能訓練指導員による利用者の状況に適合した日常動作訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ○当施設の保有するリハビリ器具

	移動式平行棒、訓練用マット、移動式階段、エアロバイク、訓練用歩行器
健康管理	○体温、血圧、脈拍を測定し、看護師が体調のチェックを行います。 ○利用時間内に身体的変化が起きた場合は、ご家族に連絡の上、適切な対応を行います。 ○服薬介助が必要な利用者に対して、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
レクリエーション	○利用時間内を楽しく過ごしていただくため必要な教養娯楽設備を整えとともに、毎日ゲームなどのレクリエーションを行います。

9. 利用料

- (1) サービス時間と介護保険適用時の自己負担額について (2024年4月1日より)
(介護サービス費用の1割または2割または3割 ※負担割合は負担割合証による)

① 要支援 1 又は 事業対象者 1 の方 (負担割合1割の場合)

1月あたりの利用回数	1回 ～ 4回 まで	5回以上
通所型サービス費 (四日市独自単位)	436単位×利用回数	1,798単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ	88単位(1月につき)	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本と該当加算を併せた額に、5.9%を乗じた額	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	基本と該当加算を併せた額に、1.2%を乗じた額	
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本と該当加算を併せた額に、1.1%を乗じた額	
四日市における地域区分	上記の介護報酬及び加算の合計に、1.027を乗じた額	
食事代(おやつ代を含む)	650円(1食につき)	
利用金額の目安 (食事代を含む)	1,159円×利用回数 (実際の料金とは異なります)	5,346円 (月5回利用した場合)

② 要支援 2 又は 事業対象者 2 の方 (負担割合1割の場合)

1月あたりの利用回数	1回 ～ 8回 まで	9回以上
通所型サービス費 (四日市独自単位)	447単位×利用回数	3,621単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ	176単位(1月につき)	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本と該当加算を併せた額に、5.9%を乗じた額	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	基本と該当加算を併せた額に、1.2%を乗じた額	
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本と該当加算を併せた額に、1.1%を乗じた額	
四日市における地域区分	上記の介護報酬及び加算の合計に、1.027を乗じた額	
食事代(おやつ代を含む)	650円(1食につき)	
利用金額の目安 (食事代を含む)	1,171円×利用回数 (実際の料金とは異なります)	10,069円 (月9回利用した場合)

※介護保険適用の場合でも、利用者の保険料の滞納等により、保険給付金が市町村より事業者へ直接支払われない場合があります。その場合には利用者が事業者へサービス利用料の全額を一旦支払うこととなります。
事業者は、サービス提供証明書を利用者に発行いたします。サービス提供証明書を市町村の窓口へ提出しますと、保険給付分の払い戻しを受けることができます。

- ③ その他の費用（以下の料金は、介護給付費支給の対象ではありません。）
- ・おむつ代 紙おむつ・紙パンツ 1 枚 100 円、尿取りパット 1 枚 50 円
 - ・クラブ活動などの特別行事にかかる費用（手芸材料費等）は自己負担となります。

(2)お支払方法

ご利用料金は、月ごとに計算し、翌月に請求いたしますので、翌月末日までに以下の何れかの方法でお支払いください。

- ① 口座振替をご利用の場合は、ご利用者様指定の口座より引き落としさせていただきます。（口座振替には所定の手続きが必要です。）
- ② 窓口での現金支払い
- ③ 下記指定銀行口座へのお振り込み ※振込み手数料に関してはご家族様にお願い致します。

振込先	三十三銀行 菰野支店
口座番号	普通預金 1 1 2 0 9 4 0
口座名義	福) 鈴鹿聖十字会 聖十字保々在宅介護サービスセンター 理事長 藤 田 隆 太

(3)利用者のご都合によるキャンセル（ご利用の中止）について

利用者のご都合でサービスを中止する場合、取消料(以下を最高額とする)がかかります。

- ① ご利用日の前営業日の午後5時までにご連絡いただいた場合 無 料
- ② ご利用日の前営業日の午後5時までにご連絡いただけなかった場合 食事代満額
- ※ご利用日が月曜日の場合、前営業日は利用前々日の土曜日ですので、ご注意ください。

(4) 体調を理由とするキャンセル（ご利用の中止）について

- ① 風邪、病気の際は、サービスの利用ができないことがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調不良の場合、サービス内容を変更または中止することがあります。その際には、ご家族に連絡の上、適切な対応をいたします。
- ① 通所介護相当サービスのご利用中に体調不良となられた場合、サービスを中止することがあります。その際には、ご家族に連絡の上、適切な対応をいたします。
- また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等措置を講じます。

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11. 苦情等の受付について

< 苦情処理の体制、手順 >

- （１） ご利用者様またはご家族様からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- （２） 苦情や相談があった場合、苦情相談担当者はしっかりとお話を聞き、場合によってはご自宅へ伺うなど、状況の把握や事実確認に努めます。
- （３） 苦情相談担当者（応対者）は速やかに管理者に状況等の報告を行い、ご利用者様またはご家族様の立場に立った適切な対処方法を検討します。
- （４） 検討内容については適宜連絡いたします。また、最終的な対処方法などは必ずご利用者様またはご家族様へ報告します。
- （５） 苦情または相談内容については真摯に受け止め、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みを従業者全員で検討します。

当施設のご相談窓口	窓口担当者 丹羽 隆児・牧 早苗 ご利用時間 ８時３０分～１７時００分 ご利用方法 直接窓口または電話 電 話 ０５９－３３９－７７８８ （FAX ０５９－３３９－７２１１）
四日市市介護保険相談窓口	所在地 四日市市諏訪町１番５号 四日市市役所 介護保険課 電 話 ０５９－３５４－８１９０

	F A X 0 5 9 - 3 5 4 - 8 2 8 0
三重県国民健康保険団体連合会	所在地 津市桜橋二丁目96番 三重県自治会館内 電 話 0 5 9 - 2 2 2 - 4 1 6 5 F A X 0 5 9 - 2 2 2 - 4 1 6 6
三重県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 津市桜橋2丁目131番 三重県社会福祉会館内 電 話 0 5 9 - 2 2 4 - 8 1 1 1 F A X 0 5 9 - 2 1 3 - 1 2 2 2

12. 緊急時の対応方法

緊急時必要な場合は、家族等へ連絡を取ると同時に主治医あるいは救急医療機関に責任をもって引き継ぎます。

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

14. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「聖十字保々在宅介護サービスセンター消防計画」にのっとり対応を行います。			
平常時の訓練等	別途定める「聖十字保々在宅介護サービスセンター消防計画」にのっとり年2回避難訓練を利用者参加のもと実施します。			
防災設備	設備名称	個 数	設備名称	個 数
	非常階段	1ヶ所	非常避難口	1ヶ所
	自動火災報知器	34ヶ所	誘導灯誘導標識	3ヶ所
	避難器具	1ヶ所	消火器	屋内 5本 屋外 2本
消防計画	消防署への届出日 平成13年2月1日 防火責任者 日比野 和彦			

16. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制、マニュアル等を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修、委員会を定期的実施し、その結果を周知します。
- (5) 当事業所従業者または居宅サービス事業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

17. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	施設内の設備・器具は、本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	喫煙は、決められた場所にてお願いします。
迷惑行為等	他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
現金等貴重品の管理	紛失の恐れがありますので十分ご注意ください。
おやつについて	施設でご用意いたしますので、お持ち込みはご遠慮ください。
心身の状況の把握	通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めています。
通所介護相当 サービス従業者の 禁止行為	従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行っておりません。 ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。） ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受 ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く） ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

18. 附 則

この重要事項説明書は、令和6年4月1日より実施します。